

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る認定等の申請手数料

(1) 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料

A 認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出ない場合

1棟の住戸の総数		1棟の認定申請手数料		
		直接申請する場合	申請前に「登録住宅性能評価機関」の技術的審査の適合証を受けている場合	申請前に「登録住宅性能評価機関」の住宅性能評価書を受けている場合
一戸建ての住宅		45,000円	6,000円	15,000円
(1) 共同住宅	5戸以内の共同住宅等	110,000円	12,000円	57,000円
	5戸を超え、10戸以内の共同住宅等	170,000円	21,000円	92,000円
	10戸を超え、30戸以内の共同住宅等	340,000円	31,000円	170,000円
	30戸を超え、50戸以内の共同住宅等	600,000円	58,000円	300,000円
	50戸を超え、100戸以内の共同住宅等	1,000,000円	99,000円	450,000円
	100戸を超え、200戸以内の共同住宅等	1,900,000円	160,000円	830,000円
	200戸を超え、300戸以内の共同住宅等	2,700,000円	200,000円	1,100,000円
	300戸を超える共同住宅等	3,400,000円	210,000円	1,400,000円

1 共同住宅の認定は住戸単位となるため、1申請当たりの認定申請手数料は、棟単位の手数料を、同時に申請する住戸数で除した金額となります。(100円未満は切り捨て)

B 認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出る場合

認定申請手数料	上記Aで算出した額 +【表1】の確認申請手数料の額.....(加算)
---------	---------------------------------------

(2) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

a 変更認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出ない場合

1棟の住戸の総数		1棟の変更認定申請手数料		
		直接申請する場合	申請前に「登録住宅性能評価機関」の技術的審査の適合証を受ける場合	申請前に「登録住宅性能評価機関」の住宅性能評価書を受けている場合
一戸建ての住宅		22,500円	3,000円	7,500円
(2) 共同住宅	5戸以内の共同住宅等	55,000円	6,000円	28,500円
	5戸を超え、10戸以内の共同住宅等	85,000円	10,500円	46,000円
	10戸を超え、30戸以内の共同住宅等	170,000円	15,500円	85,000円
	30戸を超え、50戸以内の共同住宅等	300,000円	29,000円	150,000円
	50戸を超え、100戸以内の共同住宅等	500,000円	49,500円	225,000円
	100戸を超え、200戸以内の共同住宅等	950,000円	80,000円	415,000円
	200戸を超え、300戸以内の共同住宅等	1,350,000円	100,000円	550,000円
	300戸を超える共同住宅等	1,700,000円	105,000円	700,000円

2 共同住宅の変更認定は住戸単位となるため、1申請当たりの変更認定申請手数料は、棟単位の手数料を、既に認定を受けている住戸数で除した金額となります。(100円未満は切り捨て)

b 変更認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出る場合

変更認定申請手数料	上記aで算出した額 +【表1】の計画変更申請手数料の額を同時に申請する住戸数で除した額 (100円未満は切り捨て).....(加算)
-----------	--

(3) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

変更認定申請手数料	2,100円
-----------	--------

(4) 地位の承継の承認申請手数料

承認申請手数料	1,700円
---------	--------

【表1】認定申請に併せて、確認申請を申し出る場合の、認定申請手数料に加算する額

1. 建築物

床面積の合計	確認申請等手数料
30 m ² 以内のもの	10,000円
30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	18,000円
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	28,000円
200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	36,000円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	66,000円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	93,000円
2,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	160,000円
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	280,000円
10,000 m ² を超え、30,000 m ² 以内のもの	370,000円
30,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	460,000円
50,000 m ² を超えるもの	900,000円

この表1において、床面積は、次に掲げる場合により(1)及び(2)に定める面積とし、敷地ごとに算定する。

(1) 建築物を建築する場合((2)の場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

2. 建築設備・工作物

		確認申請等手数料	計画変更確認申請等手数料
建築設備	小荷物専用昇降機	8,000円	5,000円
	上記以外の建築設備	17,000円	10,000円
工作物		15,000円	9,000円